

# 群馬県立玉村高等学校 部活動方針

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

### ①設置する部活動

- ・運動部6部、文化部6部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

#### 【運動部】

野球部、(男子)ソフトテニス部、バスケットボール部、(女子)バドミントン部、弓道部、サッカー部

#### 【文化部】

吹奏楽部、JRC部、家政部、美術部、写真部、軽音楽部

### ②部顧問代表教師

- ・運動部顧問代表教師1名、文化部顧問代表教師1名をおく。後述の部活動検討委員会のメンバーとなり、各部活動の調整にあたる。

(2) 活動日及び活動時間について

### ①週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上以上の休養日を設定する。(詳細は各部活動ごとの活動計画による)

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

### ②長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの活動計画による)

### ③活動時間

- ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では3時間程度で練習を終える。
- ・学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終える。

※大会参加や練習試合・合同練習等で終日の活動となる場合は、各部の活動状況や特性に応じて生徒の健康状態に十分配慮して休養時間を適切に設定し無理のないように活動する。

#### ④朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。
- ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7：30～8：15

#### ⑤定期考査前の活動

- ・定期考査1週間前からテスト終了までは原則として行わない。
- ・大会直前等やむを得ない場合は、校長の許可を得て活動を行うものとするが、活動時間は学習に支障が出ない範囲に留めることとする。

### 3 経費

- ・活動に当たる経費を生徒会費（部活動費・登録費・参加費・部活動補助費）から補助する。
- ・各部において部費を徴収する場合もある。ただし集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に保護者宛、会計報告をする。監査は教頭または保護者代表が行う。

### 4 部活動への入部・退部

#### (1) 入部について

部顧問から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで提出する。

○2、3年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①部顧問から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の署名・承諾印をもらう。
- ③顧問に入部届を提出する。
- ④顧問が担任および生徒会に入部届を提出する。

○1年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。

- ①オリエンテーション時に部活動説明会を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③部顧問から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の署名・承諾印をもらう。
- ⑤顧問に入部届を提出する。
- ⑥顧問が担任および生徒会に入部届を提出する。

#### (2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

## 5 参加する大会等の精選

体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

## 6 部活動運営

### (1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下（部活動指導員や）外部指導者を活用してもよい。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

### (2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置にあたっては、学校評議員会を活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

### (3) 熱中症事故の防止等について

- ① 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動計画を作成すること。
- ② 校舎内外を問わず、体育教官室にあるWBGT計を活用して計測し、指数が31℃以上で危険のレベルに達した場合は、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。  
なお、厳重警戒の段階であっても、適切な対応をすること。
- ③ 気象庁が発表する予報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等について、前もって生徒に情報を伝えたり、直近のWBGT指数値を示す等、生徒との情報共有に努めること。
- ④ 活動前、活動中、終了後にこまめに水分・塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を徹底すること。
- ⑤ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、氷袋による体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- ⑥ 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

#### (4) 安全対策について

- ①事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を定期的実施し安全な活動環境を整える。
- ②危機管理マニュアルをもとに事故発生時に応急処置、救急車要請、管理職・保護者へ連絡するなど迅速に対応する。
- ③AEDの設置場所の確認と操作方法について事前確認しておく。
- ④顧問教師同士の連絡を密に取り、ヒヤリハット事例などを含めて情報共有し、安全対策を立てる

## 7 その他

- ・対外試合、各種コンクールや発表会等の関係で活動時間が長くなる場合には、シーズンオフの時期に休養日を多めに確保する等活動時間を短くするようにし、年間の活動の中で調整する。
- ・長期休業中には、生徒が十分な休養をとることができるとともに部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### 付則

この規定は平成30年5月1日から施行する。

平成30年9月12日一部改定。

平成31年4月1日一部改定。

令和4年4月1日一部改定